

平成 29 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 義仁
コード番号 6645
上場取引所 東証第一部
問 合 せ 先 経営 IR 部長 奥村 俊次
T E L 03-6718-3421

新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社は、当社の社外取締役を除く当社取締役および執行役員ならびに当社執行役員の地位を有する当社子会社取締役に対して有償で発行した業績達成条件付の新株予約権について、その全てが消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

第 7 回新株予約権の概要

発行決議日	平成 26 年 6 月 24 日
割当先	社外取締役を除く取締役 5 名
権利行使期間	平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで
新株予約権の個数	173 個（目的となる株式の数：17,300 株）
消滅後の新株予約権の個数	0 個（目的となる株式の数：0 株）

第 8 回新株予約権の概要

発行決議日	平成 27 年 6 月 23 日
割当先	社外取締役を除く取締役 5 名および執行役員 23 名
権利行使期間	平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで
新株予約権の個数	470 個（目的となる株式の数：47,000 株）
消滅後の新株予約権の個数	0 個（目的となる株式の数：0 株）

第 9 回新株予約権の概要

発行決議日	平成 28 年 6 月 23 日
割当先	社外取締役を除く取締役 5 名および執行役員 22 名
権利行使期間	平成 29 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日まで
新株予約権の個数	743 個（目的となる株式の数：74,300 株）
消滅後の新株予約権の個数	0 個（目的となる株式の数：0 株）

2. 新株予約権消滅の理由

当社が発行した上記新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、このいずれの条件も満たさなかったため、当該新株予約権の全てが消滅するものです。

<上記新株予約権の行使の条件>

新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき平成 29 年 6 月に提出する平成 29 年 3 月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、売上高の額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合に相当する個数（1 個に満たない端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）を限度として行使することができる。

- ① 売上高 8,000 億円を達成した場合、33%
- ② 売上高 8,500 億円を達成した場合、50%
- ③ 売上高 9,000 億円を達成した場合、67%
- ④ 売上高 9,250 億円を達成した場合、75%
- ⑤ 売上高 9,500 億円を達成した場合、84%
- ⑥ 売上高 9,750 億円を達成した場合、92%
- ⑦ 売上高 1 兆円を達成した場合、100%

3. 新株予約権の消滅日

平成 29 年 6 月 23 日

4. 今後の見通し

当該新株予約権の消滅による業績への影響は軽微です。

以上